

## 地域防災計画（原子力災害対策編）修正要旨

## 第 1 章 総則

項目	頁	修正要旨
第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定等	3 ～ 4	計画の対象となる原子力事業所 ・高速増殖原型炉もんじゅについて、平成 30 年 3 月 28 日に廃止措置計画の認可を受けたことを記載 ・大飯発電所 1 号炉および 2 号炉について、平成 30 年 3 月 1 日に運転を終了したことを記載
第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	8	別表 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市 ・冷却告示の一部を改正する告示の施行（平成 30 年 2 月 15 日）に基づき、「敦賀発電所」を「敦賀発電所 2 号炉」に、「美浜発電所」を「美浜発電所 3 号炉」に修正

## 第 2 章 災害事前対策

項目	頁	修正要旨
第 11 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	35	別表 2 滋賀県原子力災害医療体制 ・原子力災害医療協力機関に日本赤十字社滋賀県支部を追記

## （別添 1） 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について

項目	頁	修正要旨
表 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について	79 84	・冷却告示の一部を改正する告示の施行（平成 30 年 2 月 15 日）に基づき、「敦賀発電所」を「敦賀発電所 2 号炉」に、「美浜発電所」を「美浜発電所 3 号炉」に修正

全 編

項目	頁	修正要旨
その他	<p>3 15</p> <p>9 60 106</p> <p>97～ 103</p> <p>21</p> <p>32</p> <p>37</p> <p>64</p> <p>72</p>	<p><b>1 組織改編による改称を反映</b></p> <p>① 「原子炉廃止措置研究開発センター」を「新型転換炉原型炉ふげん」に修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1章 第5節 計画の対象となる原子力事業所 表内</li> <li>・ 第9節 指定公共機関 一覧内</li> </ul> <p><b>2 原子力災害対策指針の改正を反映</b></p> <p>① 原子力災害対策の目標に係る記述等を修正</p> <p>例) 「重篤な確定的影響のリスクを低減するため」を「重篤な確定的影響を回避または最小化するため」に修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1章 第7節 4 全面緊急事態</li> <li>・ 第3章 第5節 第2 別表3 防護措置基準欄外</li> <li>・ 用語集</li> </ul> <p>② 緊急事態区分を判断する EAL の記載を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (別添2) 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて</li> </ul> <p><b>3 現状に応じた修正</b></p> <p>① 関係機関からの意見聴取を行う体制に係る記述を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2章 第5節</li> <li>6 原子力事業者等関係機関から意見聴取等ができる体制の整備</li> </ul> <p>② 県警察の情報収集システムに係る記述を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2章 第9節</li> <li>第1 多様な情報収集・伝達システムの整備</li> </ul> <p>③ 住民等への伝達情報項目を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2章 第12節</li> <li>第1 情報提供項目 ■伝達情報の項目</li> </ul> <p>④ 安定ヨウ素剤の配付体制に係る記述を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3章 第5節</li> <li>第8 安定ヨウ素剤の予防服用</li> </ul> <p>⑤ 県警察の周辺住民等の伝達手法に係る記述を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3章 第10節</li> <li>第2 警戒区域等の周知</li> </ul>